

《参考資料》

(1) 区の自己評価結果一覧(56施設)

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H23 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
1	東京都台東区立浅草公会堂 [明治座・野村ビルマネグループ]	ホール利用率(利用日数/利用可能日数)	85.6	%	A	A	A	A	妥当	独自のホームページを開設し、予約状況の確認ができるようにするなど利便性の向上に努めている。また事業運営、維持管理とも業務基準に基づき適切に運営されており、利用率も引き続き高い水準を維持している。
2	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘 [社会福祉法人愛隣団]	延世帯数	61	世帯	A	A	A	A	妥当	入所者の生活を安定させるため、母だけでなく子どもの生活技術の向上に向けたきめ細やかなサービスを行っている。また、退所者に対する支援も着実に実施しているなど、全体的に概ね適切な施設運営が行われている。
3	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター [特定非営利活動法人子育て台東]	あそびひろば利用者数	25,564	人	A	A	S	B	要努力	あそびひろばの利用者は目標を大きく上回り、経費削減の取組みを積極的に行い、適切に施設管理ができていた点は評価できる。しかし、事務処理に一部不備があったため指導改善をしたところであるが、今後も再発防止に取り組む必要がある。
4	東京都台東区立下町風俗資料館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	59,399	人	S	A	S	A	良好	外国人を含め最も来館者が多い施設であるため、東日本大震災の影響も大きく入館者数も落ち込んだが、地域と連携した開館時間の延長や正月開館、実演会の実施などの利用者サービスの向上に努め、入館者数の回復を図っている。
5	東京都台東区立一葉記念館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	19,048	人	A	A	A	A	妥当	施設の維持管理を適切に行っている。また、事業運営についても、資料の収集や展示内容の工夫を行うとともに、文化ボランティアとの連携など区民文化の向上に積極的に取り組んでいる。
6	東京都台東区立朝倉彫塑館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	休館中	人	A	A	A	A	妥当	休館中においても、積極的にPR業務に取り組んでおり、業務は円滑に行われている。また、収蔵品の管理も適切である。
7	東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	17,807	人	A	A	A	A	妥当	重要文化財である施設の管理など業務は円滑になされており、自主事業の充実や適切な施設管理運営により、入館者数やホール使用など増加傾向にあり、適切な施設運営が行われている。
8	東京都台東区立書道博物館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	14,695	人	A	A	S	A	妥当	貴重な収蔵品を活かし、関係団体との連携事業を展開するなど、利用者サービスの向上を含めた積極的な事業を展開している。また施設の維持管理、資料の管理・保全についても計画的に修繕を行うなど適切な対応を行っている。
9	東京都台東区立産業研修センター [公益財団法人台東区産業振興事業団]	研修センター稼働率	22.0	%	A	A	A	A	妥当	協定等の基準に基づき事務処理を含め適切に管理されている。また平成21年12月に開設された「浅草ものづくり工房」を活用して地場産業団体との連携、地域産業の活性化とものづくり分野に携わる若手の職人・クリエイターの育成に努力している。
10	東京都台東区立老人福祉センター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	28,642	人	A	A	A	A	妥当	新たな企画や教室を実施し、利用者増につながった。また、関係団体や地域と連携して、教室の開催や地域行事への参加に取り組んでいる。
11	東京都台東区立入谷老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	26,367	人	A	A	A	A	妥当	NPOと協働した講座の開催など、様々な教室事業を開催することで利用者拡大の取組みを行っており、利用者の満足度も高くなっている。また、地域行事への参加等、関係団体や地域との連携も図られている。
12	東京都台東区立橋場老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	23,809	人	A	A	A	A	妥当	NPOと協働した講座の開催や、関係機関等との連携を積極的に行い、個人利用者数の増加や満足度の向上を図るなど、適切な事業運営がなされている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H23 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
13	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	36,460	人	A	A	A	A	妥当	新規サロンの実施等により、利用者数が増加した。また、NPOと協働した講座の開催、地域との交流や世代間交流も積極的に行い、サービスの向上に取り組んでいる。
14	東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	97.6	%	S	A	A	S	良好	管理経費の削減を図りつつ、基準以上の人員配置を行うとともに、緊急時事業継続計画（BCP）の作成により災害時の体制整備を行うなど、質の高いサービスを提供しており、良好な管理運営が行われている。
15	東京都台東区立特別養護老人ホーム谷中 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	95.6	%	S	A	A	A	妥当	ソフト食やなめらか食の提供など、利用者本位のサービスが提供され、高い利用率を維持している。また、緊急時事業継続計画（BCP）を作成するなど、災害時に備えた取組みが積極的に行われた。
16	東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	96.6	%	S	A	S	A	良好	基準以上の有資格者を配置し、良質なサービスの提供を行うとともに、リスクカンファレンスにより、利用者がより安心して生活できる環境を提供しており、良好な施設運営がなされている。
17	東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	95.9	%	S	A	S	A	良好	災害対策への取組みをはじめとして全体的に良好な事業運営がなされており、利用者満足度も高い。今後も引き続き利用率及び収支の改善に向けて、効率的かつ適切な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたサービスを提供していく必要がある。
18	東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 [社会福祉法人聖風会]	利用率（特養+ショート）	95.8	%	S	A	A	A	妥当	基準以上の有資格者を配置し、利用者サービスの向上に努めており、適切な事業運営が行われている。引き続き管理経費の縮減に努めていくとともに料金収入等の向上を図り、収支の改善を図っていく。
19	東京都台東区立特別養護老人ホーム千束 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	86.4	%	S	A	A	A	妥当	平成23年度に開設した施設ではあるが、緊急時の体制整備や基準以上の職員配置など、施設の管理運営は、全体として適切である。引き続きサービスの向上に努めながら、運営経費の縮減や収入確保に取り組む、適切な施設運営を行っていく。
20	東京都台東区立ケアハウス松が谷 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	93.7	%	A	A	A	A	妥当	施設の運営は概ね適切に行われており、経年劣化に伴う修繕への迅速な対応が今後も求められる。管理経費の適正化についても引き続き取り組んでいく必要がある。
21	東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（一般型デイサービス）	84.9	%	S	A	B	A	要努力	質の高いサービスを提供するなど施設の管理については、全体的に適切である。今後とも認知症高齢者の増加に対応するため、より一層サービス内容の普及啓発に努めるなど利用促進を図っていく必要がある。
22	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	82.9	%	S	A	A	A	妥当	職員の専門性を生かした高いサービスを行っているとともに、自主事業である理髪サービスが利用者から評価を得ているなど、適切な管理運営が行われている。利用者満足度も概ね高く、今後は利用者増に向けた取組みを進めていく必要がある。
23	東京都台東区立やなか高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	90.7	%	S	A	A	A	妥当	経費削減に取り組みながら、日曜レストランや施設入浴サービスなど独自の取組みを行っている。また、緊急時事業継続計画（BCP）を作成するなど、災害対策に関する取組みも充実している。
24	東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（一般型デイサービス）	85.1	%	S	A	A	A	妥当	一般型デイサービスについては、利用者数の増加に応じて、受け入れ定員を増やすなど、適切な管理運営が行われている。また、新たな行事の取組み等を行うなど、更なるサービス水準の向上に努めている。
25	東京都台東区立くらまえ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	88.0	%	S	A	S	A	良好	利用者数が大きく増加し、利用率が改善するなど、適切な運営及び改善が図られている。今後も引き続き、利用者のニーズに応じたサービスを提供しながら、更なる収支の改善に取り組んでいく。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H23 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
26	東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	88.4	%	A	A	S	S	良好	利用者のニーズをサービスに反映しながら、適切な事業運営が行われており、利用率及び利用者数も増加している。また、管理経費の縮減も図られている。今後も引き続きサービスの向上に努め、利用率の増加を図っていく。
27	東京都台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人聖風会]	利用率（一般型デイサービス）	84.1	%	S	A	B	B	要努力	サービスの向上に努め、施設の管理は適切に行われている。今後とも認知症高齢者の増加に対応するため、より一層サービス内容の普及啓発に努めるなど利用促進を図っていく必要がある。
28	東京都台東区立いけのはたデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	83.2	%	A	A	A	A	妥当	利用者の声を聞く「座談会」を設け、要望を反映したプログラムを実施する等、利用者満足度の向上に努めている。また、今年度は利用者数も増加した。
29	東京都台東区立たなかデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	80.5	%	A	A	A	S	妥当	利用者満足度調査の結果では一定の評価を受けている。また、料金収入を維持しながら、管理経費の削減に努めることで収支の改善を図っており、施設の管理運営も適切に行われている。
30	東京都台東区立せんぞくデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	40.0	%	S	A	B	A	要努力	緊急時事業継続計画（BCP）の作成など、災害時に備えた取組みが十分行われている。今後とも認知症高齢者の増加に対応するために、より一層サービス内容の普及啓発に努めるなど利用促進を図っていく必要がある。
31	東京都台東区立老人保健施設千束 [公益社団法人地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	91.4	%	A	A	A	A	妥当	利用率は順調に伸びており、概ね適切な運営が行われている。今後は経費の縮減を図るなど、収支のさらなる改善に取り組む必要がある。
32	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束 [社会福祉法人台東つばさ福祉会]	年間延月単位利用者数	132	人	B	A	A	A	要努力	新規の利用者受け入れ後も安定した運営を行っており、利用者本位のサービスを提供し、地域福祉の担い手となっている。今後は、自立生活援助事業の内容について工夫を行い、さらなるサービスの向上に努める必要がある。
33	東京都台東区立立東病院 [公益社団法人地域医療振興協会]	病床利用率	82.8	%	A	A	A	A	妥当	利用者等の意見を踏まえた運営改善により、外来患者数は着実に増加している。また、入院部門における高齢者の占める比率は上がっており、慢性期医療を担う拠点病院として、役割を果たしている。
34	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 [株式会社ニッコクトラスト]	小・中学校移動教室延利用者数	5,001	人	A	S	S	A	良好	施設修繕が迅速であるとともに、学校等から案内、接遇について好評を得るなど、利用者の満足度は高く、良好なサービスが実施されている。また、関係団体や地域との関わりなども良好に実施されている。
35	東京都台東区立東上野乳児保育園 [社会福祉法人康保会]	入所児童数（各年度4月1日現在）	57	人	A	A	A	A	妥当	利用者からの指摘事項の改善や、震災後の災害対策に速やかに取り組み、園児や保護者の視点に立った運営をしている。それによりサービス利用者から一定の評価を受けている。
36	東京都台東区立ことぶきこども園 [特定非営利活動法人子育て台東]	入所児童数（4月1日現在）	191	人	S	A	S	A	良好	避難訓練をはじめ、地域団体と密接な連携を行っている。また、安定した質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めるとともに、保護者のニーズに対応した保育サービスの向上に努めている。
37	東京都台東区立千束児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	19,287	人	A	A	A	A	妥当	東日本大震災と仮移転による施設の制約の中、子ども達による自主企画の実施や、近隣の公園での出前活動など、改修による影響を子ども達に与えないよう、運営に努力している。
38	東京都台東区立玉姫児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	24,355	人	A	A	A	A	妥当	地域との連携を推進するとともに、小学生、中高生、男女、障害児など、様々な利用者に配慮した環境整備や事業を行い、地域の児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標				評価結果				
		名称	H23 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	説明
39	東京都台東区立台東児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	12,945	人	A	A	A	A	妥当	東日本大震災の影響もあり利用者は減少したが、館内の環境整備と共に子ども達の自主企画の支援や地域懇談会の実施、多世代交流などを行い、地域の児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
40	東京都台東区立池之端児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	23,901	人	A	A	S	A	妥当	各年代の子ども達が利用しやすい環境整備や事業を行うことで、利用者数の増加と利用者の満足度が高まっており、児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
41	東京都台東区立松が谷児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	34,806	人	A	A	A	A	妥当	幼児親子の利便性を向上するとともに、小学生・中高生ボランティアの育成、高齢者とのふれ合いなど、利用者の交流を促進し、健全育成の拠点としての役割を担っている。
42	東京都台東区立今戸児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	16,304	人	A	A	A	A	妥当	幼児、小学生、中高生対象事業の他、児童館のない地域の公園で出前活動を行うなど、様々な人達や活動との出会いをつくり出し、児童の健全育成の拠点として地域に貢献している。
43	東京都台東区立寿児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	47,144	人	A	A	S	A	妥当	各部屋の使い方を整理し、周知することにより、利用者の年齢に合った過ごし方ができており、利用者の満足度も高い。また、地域関係機関との連携により、様々な事業の提供ができており、年齢で途切れることなく継続的な利用がなされている。
44	東京都台東区立社会教育センター [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用率	50.9	%	S	A	A	A	妥当	独自の設備を利用した講座をラーニングや自主事業で積極的に行い、利用率の向上に努めている。またサークルが主体的に企画運営する講座を実施したことでサークルの活性化にもつながっている。
45	東京都台東区立千束社会教育館 [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用率	48.9	%	A	A	A	A	妥当	震災の影響と節電対策等で、毎年増加していた料金収入が下がったが、利用者の利便性を考えた館の運営と、立地を生かした講座の企画によって利用率の増加を図っている。
46	東京都台東区立小島社会教育館 [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用率	30.4	%	A	A	A	A	妥当	他の教育館に比べると貸室が多く利用が分散するため利用率が低くなりがちだが、ニーズの高い講座を企画することで利用者拡大に積極的に取り組んでいる。
47	東京都台東区立根岸社会教育館 [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用率	42.3	%	S	A	A	A	妥当	5つの社会教育施設の中で一番アクセスが良い立地を生かし、利用者のニーズにあったラーニングスクエアをレベルアップさせた自主企画講座を行なう事で、新規サークルの支援や既存のサークル活性化を行なっている。
48	東京都台東区立今戸社会教育館 [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用率	28.8	%	S	A	A	A	妥当	アクセス面では条件の不利な施設ではあるが、地域の人材を活用したニーズの高い講座を企画し、託児付きの講座を行なうことで新たな年代層の利用拡大に尽力している。
49 ~ 55	台東リバーサイドスポーツセンター [公益財団法人台東区芸術文化財団]	利用者数	370,144	人	A	A	A	A	妥当	施設管理に関しては適切に行われているとともに、陸上競技場の夏季の一般開放時間を引き続き延長するなど、区民サービスの向上にも努めている。また、節電対策についても指定管理者が自ら工夫し利用者の理解を得ながら取り組み、省エネに努めた。
56	東京都台東区立社会教育センター清島温水プール [株式会社山武(現アズビル株式会社)]	利用者数	58,473	人	A	A	A	A	妥当	利用者の声を踏まえた見直しにより自主事業の参加者が大幅に増加するなど、適切な事業運営、施設管理が行われている。今後も事業やサービスについては、引き続き利用者の視点に立った見直し、向上を図っていく。

(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設(以下「施設」という。)の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価(以下「施設管理評価」という。)を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部 会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委員 長	有 村 久 春	帝京科学大学 こども学部 児童教育学科 教授
副委員 長	赤 塚 光 子	台東区障害者福祉施策推進協議会 会長 元立教大学 教授
委 員	小 山 勝 範	独立行政法人中小企業基盤整備機構 (経営支援アドバイザー) 台東区商工相談員
	寺 島 紀 子	台東区民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会 副部会長
	稲 石 美知子	台東区青少年育成地区委員

(4) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

ア 評価委員会 審議経過

日程	審議事項
平成24年10月30日	(第1回) 評価の実施方法の決定
平成25年 1月11日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会の総括的意見 評価委員会報告書の構成
平成25年 1月22日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

イ 施設の視察調査、所管課へのヒアリングの実施経過

日程	対象施設
平成24年12月 5日	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター (区民部 子育て支援課)
平成24年12月10日	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束 (福祉部 障害福祉課)

(5) 台東区指定管理者制度運用指針

平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日策定

平成 2 2 年 5 月 1 1 日改定

1 . 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2 . 適用方針

(1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

(2) 適用対象外とする施設

(1) の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

法令等により、区が管理主体となることが定められている場合

区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

3 . 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合

施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合

区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合

複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1) の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるかと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について 1 回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4 . 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当するもの

台東区から指名停止措置を受けているもの

会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）

第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

過去 3 年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2（議員の兼業禁止）、第 1 4 2 条（長の兼業禁止）、第 1 6 6 条（副市町村長の兼業禁止）及び第 1 8 0 条の 5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

(2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

6. 選定手続き

(1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

(2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

団体の実績・安定性

区の求める管理水準の確保

サービス向上への取組み

運営効率化への取組み

危機管理・安全確保の取組み

職員育成の取組み

(3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

(5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

7. 協定等の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

指定期間

業務の範囲

指定管理料

利用料金

施設の修繕

個人情報の保護

リスク分担

指定の取消し

(2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

8. 評価の実施

(1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

事業の運営

施設の維持管理

利用者の満足度

歳入歳出

(2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

(3) 財務分析の実施

指定管理者(区の出資団体を除く。) に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

9 . 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合

上記 及び を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合

指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(6) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧 (平成 2 5 年 1 月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村ビルマネグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
28	いけのはたデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
30	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
31	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	
32	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
33	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
34	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコトラスト	5年	学務課
35	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	社会教育センター	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	生涯学習課
45	千束社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
46	小島社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
47	根岸社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
48	今戸社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
49 ～ 55	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・水泳 場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	3年	青少年・ スポーツ課
56	社会教育センター清島温水プール	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	

平成24年度
台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成25年1月
(平成24年度登録第84号)

台東区指定管理者施設管理評価委員会
【事務局】 台東区企画財政部企画課(経営改革担当)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話03(5246)1012

FAX03(5246)1019

メールアドレス:kikaku@city.taito.tokyo.jp